

個人情報流出事故に係る行政監察結果の概要

行政監察・法人指導課
教育総務課

個人情報流出防止に係る改善策の提言

個人情報の流出を防止するため、個人情報保護所管課（県民課）及び教育委員会主管課（教育総務課）において次のように取り組むよう改善策を提言する。

ア 流出防止策の充実

＜「個人情報流出防止の手引き」の充実＞

個人情報の流出事故が相次いで発生している状況を受けて、県民課が本年9月に策定した「個人情報流出防止の手引き」は、流出事例の原因分析、流出防止の具体的な行動例や所属長の役割や取り組むべき事項を示し、各所属において活用できる内容となっているが、さらに、次の点についても検討されたい。

- (ア) 報告書の「4 各所属の調査結果」及び「6 流出防止策」の内容の充実を図ること。
- (イ) 個人情報の大量流出事故等を防ぐため、保管、運搬、廃棄時等の注意事項についても記述を追加すること。
- (ウ) 職員全体への周知を図るため、策定時の通知のみならず、あらゆる機会を捉えて広報に努めること。

イ 研修の充実

従来から、各所属において職員への指導を徹底することを目的に、管理監督者を対象とした研修を開催し、流出事故の事例や漏えいによる問題等について紹介しているが、管理監督者の責務や具体的な防止策等が示されておらず、また、個人情報を扱っているにもかかわらず、経年に渡って未受講の所属もあることから、より実効性を高めるため、以下のような改善策を講じられたい。

- (ア) 管理監督者を対象にした研修
 - ・可能な限り年度の早期に行うこと。
 - ・管理監督者の責務や役割を明確にした研修内容とすること。
 - ・流出事故の発生の仕組みや具体の防止策等を明示すること。
- (イ) 各所属において管理監督者が職員に対し行う研修
 - ・上記の研修の伝達研修を実施すること。
 - ・取組が形骸化しないよう、定期的（1か月に1回程度）に所属内でのルールの確認（ミニ研修）を実施すること。
- (ウ) 研修の実施に当たっては、個人情報を扱う所属が未受講となることがないように徹底すること。

ウ 個人情報流出防止のための監査の実施

個人情報の流出防止策の実施状況を検証するため、新たに、内部統制を踏まえ定期的及び必要に応じて、次の点に留意して監査を実施することを検討されたい。

- (ア) 管理監督者は研修を受講しているか。
- (イ) 上記「イ 研修の充実（イ）」の内容が適切に行われているか。
- (ウ) その他「個人情報流出防止の手引き」に示されている取組が行われているか。

調査概要

(1) 調査の目的

近年、個人情報を扱う過程において、様々な流出事故が発生し、その件数は増加する傾向にある。

このような状況を踏まえ、県における個人情報の流出事例を調査・分析し、調査結果を踏まえて、個人情報保護所管課（県民課）に改善策を提言し、防止策の徹底を図るものとする。

(2) 着眼点

- ア 個人情報を取り扱うことの重要性について職員が認識しているか。
- イ 個人情報流出防止のために必要な取組は行われているか。
- ウ 個人情報流出事故の原因分析及び再発防止対策は講じられているか。
- エ 個人情報保護所管課（県民課）は個人情報流出防止のために適切な措置を講じているか。

(3) 調査対象

流出事故発生所属（18 所属(21 件)なお、教育委員会の9 所属(11 件)については教育総務課教育行政監察担当が調査）及び個人情報保護所管課（県民課）

(4) 調査の実施方法

調査対象機関において、関係者からの聞き取り及び関係資料等により調査を実施した。